

英国のコンサルテーション

(海外調査報告)

平成14年3月

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

目 次

はじめに.....	1
1. コンサルテーションの実施概要.....	4
2. インタビュー結果.....	5
(1) 内閣府管理政策センター・コンサルテーション政策班.....	5
(2) 環境食料農村省・植物品種登録局種子課.....	11
(3) ADAS.....	16
3. 資料編	27
資料1 GMO（遺伝子組換え体）の環境放出に関する指令（2001/18/EC） の実施に係るコンサルテーション文書.....	27
資料2 GMO（遺伝子組換え体）の環境放出に関する指令（2001/18/EC） の実施に係るコンサルテーションレスポンスの概要	33
資料3 コンサルテーションの実施.....	37
3-1 実施中のコンサルテーション.....	37
3-2 締め切ったコンサルテーション.....	38
3-3 コンサルテーションへの回答	42

はじめに

政策決定過程における透明性の向上が求められている。しかし、その概念、手法は必ずしも明らかにされているとはいえない。例えば、政策決定過程とはどの時点からをいうのか、透明性の向上を図る上で情報公開が不可欠なことに異論はないと思われるが、情報公開以外の手法にはどのようなものが有効な手法かといったことについては、共通の理解が得られているとはいえない。

透明性向上について検討する上では、なぜ、誰に、何を、いつ、どのようにして、さらにその結果どうなる、といった基本的な事項の検討が必要であり、その上で手法が検討されるべきであると考ええる。

コンサルテーション¹制度は、英国ブレア政権が採用している手法で、政府から政策原案を文書で関係団体に送付するとともに、ホームページにも掲示し、意見を募集する制度である。そして原案提示には背景情報はもちろん、提出された意見や政策への反映状況について公表していくことになっている。文書の送付先は利害関係団体であるが、一般市民も意見を述べることができるし、また文書の送付がなかった団体も意見を表明することができる。

この制度は、ブレア政権になってから政府全体で採用することになったが、基本的な枠組は教育雇用省（**Department for Education and Employment:DfEE**）が採用していたとのことである。英国政府は、コンサルテーションの推進に当たって内閣府にコンサルテーション・チームを設置し、各省に対して情報の提供や担当幹部のネットワーク作りに取り組み、しかも **Annual Return** という形で各省から実施状況について報告を求め、制度改善のための基礎資料を得ようとしている。

英国のコンサルテーションでは、一つの政策を決定していく過程で、遺伝子組換え組替体のように国民の関心の高い事案については、数回のコンサルテーションが実施されている。また、同時にコンサルテーション・ペーパーを送付するだけでなく、フォーラムを開催するなど、事案についての理解の浸透も図っている。

英国のコンサルテーション制度に近い制度として、わが国ではパブリックコメント制度がある。パブリックコメントの手続きは、行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し、これに対して広く国民から意見を求める制度である。わが国では平成 13 年 3 月

¹ コンサルテーションの訳語としては、「協議」が近いと考えるが、大きな政策決定過程の変更を意味することから「協議」とはせず、カタカナのままとした。

23日の閣議決定によって実施されている。この手続きが政策決定過程の透明性向上に寄与するのは、行政機関が原案を示し、国民から広く意見を求めて、政策を立案していく過程にある。しかし、実際の運用をみると、ほとんどの案件の内容はホームページに掲載することと、担当課で配布しているだけで、利害関係団体に通知しているものは少ないこと、パブリックコメントの期間が2週間から4週間と短いことなど、意見を表明したい者にとって、課題が少なくない。わが国のパブリックコメント制度は、あたかも行政機関の掲示版に吊るされた「処分手続」に関する公告のようで、国民から意見を募集する本来の目的からするといかにも不親切である。

今回の英国における調査では、①コンサルテーション期間が12週間と長期間であることについての考え方、②コンサルテーションに要する人的資源、予算、③コンサルテーションの回答者の意見、その取扱い、④書面によるコンサルテーション以外の方法の採用・実施状況に重点を置いて行った。

訪問した内閣府では、コンサルテーション制度が開始されるに至った経緯、各省における実施状況、コンサルテーションの実施回数と実施時期との関係、関係省庁のネットワーク作り、実施状況報告書について取り上げた。

環境食料農村省（DEFRA）では、2箇所訪問した。一つは、植物登録局種子課で、遺伝子組換え体に関するコンサルテーションを取り上げた。もう一箇所は、電子ビジネス課で、政策評価（Policy Evaluation）によって作成された“MAFF's role in e-Business”を基にして実施されたコンサルテーションの過程を追ひ、そして出来上がった“DEFRA e-Business Strategy”について聞いた。

ADAS（農業発展指導所）では、遺伝子組換え体に関するコンサルテーションに対する係わり方と、政策評価書である“MAFF's role in e-Business”の作成について聞いた。

概していえば、英国におけるコンサルテーションは、政策決定における手続きとして定着しているとみて差し支えない。書面によるコンサルテーション（Written Consultation）は、BSEや口蹄疫のように緊急を要する事案に関するコンサルテーションでは、意見募集期間が短くなっているものがみられるが、多くの事案については、意見募集期間に12週間が割かれており、利害関係団体が意見を集約するのに必要な期間が与えられている。

また、コンサルテーション・ペーパーの送付先についても事案の性格によっては少ないものもあるが、数百を超える事案もあり、できるだけ漏らさずに通知する姿勢がうかがえる。

書面によるコンサルテーション以外でもフォーラムや利害関係者の会議といったものが開催され、コンサルテーション事案に関する理解の浸透を図る努力がなされている。遺伝子組換え体では、このような取組みは始まったばかりであるが、「電子情報」に関するコンサルテーションでは、以前から行われていたようである。これはインターネットという民間の力を借りなければ進まないという事情もあったものと思われる。

ADAS に関しては、コンサルテーションの回答者としてよりも DEFRA のブレンとしての活躍が大きいようにうかがえた。完全に民間コンサルタント会社になったが、ADAS は、コンサルテーションの実施をみても、政策評価の実施をみても、「アナリスト」(ADAS 自身の弁)として成長してきたと思われる。

この調査は、当センター調査部長谷口敏彦が「農業情報の提供」、「政策評価としてのピアレビュー」に関する実態調査と並行して行った。英国内閣府 (Cabinet Office)、環境食料農村省 (DEFRA)、ADAS 等で、懇切丁寧な対応をいただいたことに心から感謝する。

<参考：訪問機関>

- ・ Cabinet Office
 - Centre for Management and Policy Services, Consultation Policy Team
 - Centre for Management and Policy Services, Peer Review Team
 - Civil Service College Directorate
- ・ Department of Environment, Food, and Rural Affairs(DEFRA)
 - Plant Variety Rights Office / Seeds Division
 - E-Business Directorate
 - Central Science Laboratory
 - Farm Business Advice Scheme
- ・ Department of Trade and Industry, Small Business Service
- ・ Government Office for the East Midlands
- ・ ADAS (Agricultural Development Advisory Service)
- ・ The National Farmers' Union of England and Wales
- ・ The East Midlands Agricultural Business Desk

1. コンサルテーションの実施概要

英国内閣府（Cabinet Office）では、コンサルテーションを実施するに当たって、「書面によるコンサルテーション実施要綱」で実施基準（Consultation Criteria）を定めている。実施基準では、コンサルテーションの実施期間の調整に当たっては、最初から政策立案過程に組み込んでおくこと、標準的な最短期間は 12 週間とすること、文書は、可能な限り簡潔かつ簡明にまとめること、概要は最長 2 ページまでにすること、コンサルテーション・コーディネーターを任命すること等が定められている。

英国環境食料農村省（DEFRA）のホームページに掲載されているコンサルテーション事案（平成 14 年 3 月時点）から DEFARA が実施又は実施中のコンサルテーションについてその概要をみると、

- ① コンサルテーション期間で最も多いのが 12 週間以上である。
- ② 4 週間未満の案件も 3 件ある。テーマは、次のとおりである。
 - ・ BSE 監視規制 2001 の改定に関するコンサルテーション（イングランド）（3 週間と 2 日）
 - ・ 英国スクレーピー計画拡充およびスクレーピー報告問題に関するコンサルテーション（3 週と 6 日）
 - ・ シェフフィールド MOx（ウラニウム・プルトニウム）工場に関するコンサルテーション（3 週と 5 日）
- ③ コンサルテーション文書の送付先は、実施中の 19 件では、10 件が 100 以上の組織に送付され、締め切ったもので送付先のリストがウェブ上で見ることができる 27 件では、10 件が 100 以上の組織に送付されている。

（表 4－1）英国環境食料農村省のコンサルテーション実施期間

	件 数	4 週間未満	4 週間～8 週間未満	8 週間～12 週間未満	12 週間以上	不 詳
実施中	19	0	2	2	13	3
締め切り	47	0	7	19	17	4
回答中	15	3	0	6	4	2
合計	81 (100%)	3 (4%)	9 (11%)	27 (33%)	34 (42%)	9 (11%)

(表4-2) 英国環境食料農村省のコンサルテーション送付先数

	件数	50未満	50～100 未満	100～200 未満	200～500 未満	500以上	不詳
実施中	19	2	2	4	4	2	5
締め切り	47	11	6	5	4	1	20
回答中*	15	3	0	3	3	2	4
合計	81	16	8	12	11	5	29

*は、回答件数である。

2. インタビュー結果

(1) 内閣府管理政策センター・コンサルテーション政策班

2001年11月16日、内閣府管理政策センター（Cabinet Office, Centre for Management and Policy Services）コンサルテーション政策班班長 ポール グリーニング氏（Team Leader Mr. Paul Greening）に対してインタビューを行ったので、紹介する。

<コンサルテーション制度の開始>

1. 1997年に新しく労働党の政府になり、政府の目的は、一般の市民の意見をよく聞き、取り入れるということであった。そのためコンサルテーションを実施することや一般市民に参加してもらうこと、政策についてソーシャルリサーチを行っていくことになった。
2. 政府は、すぐに、中央政府が一般市民とうまくコミュニケーションがとれていないという問題点に気づき、どのように改善していくか検討することになった。その問題点に気付いたのは、全国消費者会議（National Consumer Council）である。同会議と内閣府が共同で、1998年6月「書類によるコンサルテーションの実施方法」（How to conduct written consultation Exercises）を作成した。

<コンサルテーションの発展>

3. 2000年に内閣府が作成したガイダンスを内閣府自身が評価した。評価を行うために、いろいろな機関の代表者や、中央政府の各省の代表者に面接し意見を聞いた。評価のポイントは、①このガイダンスがどのくらい知られているか、②政策を作っていく過程でこのガイダンスがどのように使われているか、③政策を発展させる上でどれだけ役に立っているか、であった。

4. ガイダンスを評価して分かったことは、各省を通じてこのガイダンスの使い方に一貫性がないこと、例えば、コンサルテーションに長い期間かけている省がある一方、3～4週間しかかけていない省がある。政府は、標準的な基準が設けられていないことに気付いた。

5. それと同時に色々な機関からガイダンスの使い方や、コンサルテーションの仕方について各省の大臣や、内閣府に不平の手紙が届いていた。

＜コンサルテーション実施要綱の策定＞

6. コンサルテーション実施要綱（Code of Practice on written consultation）の策定の主な理由は、一般人の生活の水準を高める団体である「国民生活基準委員会」（Committee of Standards in Public Life）が中央政府に対して、全ての省庁が公平に扱われるようにするようにとの意見を出したこと、また、政府自身もコンサルテーションの仕方をよく理解していないこと、産業界や各種の民間機関ではコンサルテーションが正しく行われていないと思っていることが明らかにしたことである。

7. 最初に、「第一原案」（First Draft）を 12 週間のコンサルテーションにかけた。そこで、分かったのは、コーディネーターのネットを確立すること、各省に対してベストプラクティス（最高の実施例）を紹介し支援すること、コンサルテーション実施要綱を政府が着実に使用しているかを監視する機能を作ることであった。

＜年次報告書（Annual Return）と政策評価＞

8. 「実施要綱」を政府が着実に使用していることを把握するため、各省に年次報告書（Annual Return）の提出を求め、各省が 1 年間にどのようにコンサルテーションを実施してきたかを明らかにしてもらうことにした。

9. 今月（2001 年 11 月）末までに内閣府は、各省に対して年次報告書の提出を求める通知を出すことにしている。同報告書の提出期限は、2002 年 3 月である。

10. 内閣府では、2003 年に、「実施要綱の使用状況」自身を政策評価（Policy Evaluation）することになっている。これには 2 年間の年次報告（Annual Return）が使用される。評価は、外部の機関に委託する予定で、当然、改善点が出てくるものと思っている。

11. 年次報告書が来ないと、はっきりしたことはいえないが、この「実施要綱」は実際うまく活用されていると信じているし、感じている。各省もこの重要性を非常に感じているし、この要綱に書かれている基準が重要であると気付いている。2 年前に比べて各省

が行っているコンサルテーションの水準は高くなっている。

<コンサルテーションの期間>

12. コンサルテーションの期間を最小限 12 週間としているが、それに対して長すぎるという意見もある。そこで「実施要綱」では、オプション形式で、やむを得ない場合には、適当であれば 12 週間より短い期間のコンサルテーションを行ってもよい、という項目を付け加えている。

注：実施基準の 5 の解説で、短縮できるものとして、①法令により定められたもの、②EU もしくは国際的な決定プロセスにより制約があるもの、③予算もしくは他の年間スケジュールと関連するもの、が例示されている。

13. 当初は、コンサルテーションの期間は 8 週間としていたが、民間機関から 8 週間では短すぎるとの意見が出た。特に大きな機関ではたくさんの人たちにコンサルテーションの文書を渡していかなければならず、下の方まで届けて、また上に戻ってくるまでに時間を要するというのが理由であった。
14. 農業漁業食料省（MAFF）が 2001 年の 3 月 27 日に出した「食品産業の残飯を家畜の飼料とすること：残飯を飼料とすることの禁止」に関する意見提出期限が同年 4 月 10 日までで 2 週間であることに關しては、知らなかった。

BSE に関連するようなケースは、短い期間のコンサルテーションが正当化される場合もあると思う。短い期間でなぜ行わなければならないか、理由を文書の中に載せなければならないことになっている。もしそれが書かれていなかった場合、チームとしては、そのコンサルテーションをした人たちに短縮した理由を記入するように指導し、「実施要綱」に従うように伝える責任と役割を持っている。

この問題に関連して、内閣府と各省の關係について説明があった。内閣府は、各省に対して強制する権力を持っておらず、「実施要綱」を利用して欲しいという勧告しかできない。そこで、「実施要綱」を各省に使用してもらうことが重要であることから、コンサルテーションのコーディネーターのネットワークを作った。

15. 「実施要綱」が出てすぐ、2001 年の初めにコーディネーターのネットワークができた。大体 4～6 か月に一回定期的にミーティングを開いて集まっている。ベストプラクティスに関する情報を与えるとともに、その人たちの中で何が問題か、気になる点があれば、それを皆と分かち合い、話し合い、相談していくためのミーティングである。きちっと

したグループというよりは、やわらかい連携的なものである。

<コーディネーター>

16. 「実施要綱」が出来たことで、内閣府から各省の大臣に対して、各省は必ずコーディネーター1人を選んでその職に就けるようにとのレターを出している。

なお、DEFRA の場合、Consumer Champion (直訳すれば、「サービス利用者の味方」) が4人指名され、これらの者がコーディネーターになっているとウェブからは見えるので、コーディネーターと4名の Consumer Champion との関連を質問した。これに対して、内閣府としては、一応、最低でも1人ということにしている。最終的には各省が決めることである。省に対しては確実に設置して欲しいと言っているが、エイジェンシーに関してはそれほど強く言っていない。省によっては何人か設置している場合があり得る。また Consumer Champion との関連については、省によっては Consumer Champion とコーディネーターが違う場合もあるし、同じ場合もある。これもすべて各省が組織をよく理解しているので、その人たちにすべてまかせている。

注：一般に英国では、内閣府が巨大な権限を持って各省を指導していると受け取られており、別途行った Peer Review に関するインタビューでも Team Leader はほぼ同様の発言をしている

17. コーディネーターは、他に仕事を持っていることが多いので、あまりたくさんの義務を与えたくない。基本的な役割は、その省にコンサルテーションに関して何か問題等が発生した場合のコンタクトポイントになっている。政策を作る人がコンサルテーションしたり、政策を作成するに当たって、その人たちにコンサルト（協議、相談）したり、コーディネーターから「実施要綱」について説明がなされるようになっている。もう一つのコーディネーターの役割は年次報告書を作成することである。

<レスポンスの分析>

18. コンサルテーションに対するレスポンス (Response) の分析は、各省によって、またコンサルテーションの内容によって違う。人材がまわせないときもある。そういうとき、外部の者、民間業者に頼むこともできる。内閣府が「実施要綱」を作成したときも同じように、以前からコンサルテーションを実施し経験を持っていた教育雇用省 (DfEE) のコンサルテーション Unit に Response の分析を依頼した。

なお、コンサルテーションは、もとは教育雇用省だけがやっていたもので、分析に関する評価は非常に高かった。

<コンサルテーションの開始時期>

19. コンサルテーションの開始時期は、非常にむずかしい。しかし、同時にこれは重要な問題である。コンサルテーションがいつ行われればいいかというステージについては、「実施要綱」には書かれていない。チームとしては、早ければ早いほどいいと思っている。それは、外部の人間がこのようなことをやった方がいいという意見や、その他の意見も出てくると思うからで、例えば政策を作成している人間が気付かないこともあると思う。早いうちに気付くというのが大事なことであるからだ。

＜コンサルテーションの回数と実施期間の関係＞

20. 政策によっては後からコンサルテーションをやった方がいいときもあるかもしれない。しかし、ほとんどの場合は実際政策をつくる段階になり、1回でコンサルテーションが終わることはなく、大体2～3回になるので、1番最初にまず作って、それを基に提案書を作って、コンサルテーションにかけるといいのではないかと考えている。

コンサルテーションを早い段階で1回やって、その後1回短い期間でやって、場合によってはもう1回やることもある。最初のうちには非公式な形でキーステークホルダーだけに集まってもらって意見を聞き、それから正式な12週間をかけたコンサルテーションを実施するといった方法がある。それらは各省に任されている。その政策を考えるに当たってその間ずっと続けてコンサルテーションをやっていくのが大事である。

21. 但し、作っていく政策によっても変わってくる。政策によってはその時の作られた状況、その時に起こった事柄が影響してくるかもしれないので、それに対して常時対応していかなければならない。

＜フォーマルなコンサルテーション以外の方法＞

22. フォーラムの開催などによって問題を明らかにし周知させる方式を採用しているのは、フォーマルなコンサルテーションのうち20%が採用しているとチームでは思っている。しかし、年次報告書が出てこないことにははっきりしたことは分らない。

＜インターネットアクセスが困難な者への対応＞

23. 「実施要綱」には、インターネットだけではなく、他の方法も使うように書かれている。インターネットは手っ取り早いですが、インターネットだけにすると、それから外されるグループが出てくる。そうした人たちをいかに組み入れていくかもベストプラクティスに入れたいと考えている。

＜結果の公表＞

24. コンサルテーション結果の公表が十分でないという点については、認める。はっきりいって満足のいく改善がされていない。しかし年次報告書では、その中ではこの部分も

質問している。

<法律によらず要綱としていること>

25. なぜ要綱 Code で法律 Act にしないかについては、1998 年にガイダンスという形で始めたが、ガイダンスではうまく行かなかった。そのため 2000 年に Code にした。Code にした第一の理由は、各省で工夫していろいろ規則を作ってやっていけるということである。コンサルテーションの実施方法は強制ではない。各省も強制されたくないと思っている。2003 年にこの「実施要綱」が評価されたとき、これが効率的でないということになると、Act になる可能性もなくはないが、出来れば Code のままでやっていきたいと思っている。もう一つは、政府がこれから出そうしている Act にしろ、Regulation にしろ、規制については、非常にスケジュール的に詰まっていることである。このため、Act として出すのはスケジュール的にむずかしい。

<習慣・文化と政策決定>

26. コンサルテーションというシステム自体が、政策を作っていく中でどんどん成長していかなければいけないものだと思っている。実際に学問分野でどういう形のコンサルテーションがベストかという議論が行われている。チームでは、それに耳を傾けて、いいところをどんどん取り入れていきたいと思っている。考え方、理論はいいと思うものでも、実際面ではいろいろと問題があることがある。進め方に問題があるだけでなく、実際に政策を作っていくという文化、習慣に問題があると思う。今までは、大臣からのプレッシャーによって政策をやっていたいかなければならないという圧力があつた。そういう習慣というか文化を改善していかなければならない。

27. チームにとっての主な課題 (Issue) というのは、理論ではなく、コンサルテーションを行ったことによって集まってきた情報をどのように利用していくかということである。我々の政策をする上でどのように改善していくのか、サービスを改善していくのか、が問われていると思う。いま私は、個人的にパブリックサービスとパブリックコンタクトをいかに改善していくかというテーマで、フランス、オランダ、イギリスの各政府のコンサルテーションと情報の活用について比較研究を行っている。どの国がいいかまだわからない。各国によってシステム、機能、組織が違うので、それによってもこの使い方が変わってくるのではないか。

28. (オランダでは、コンサルテーションをシステムティックに 4 段階に分けて実施していることに関して)、確かに、我々よりもいいのではないかと思う。フランスは逆に中央集権制でありよくなく、イギリスはその間にあると思うが、その 3 つを比べてどういう政府組織の、どういう組織作りになっているのか、一般大衆の参加にかかわってくる

のか、繋がりみたいなものを比較研究していったら、どういうふうにすればもっと一般の人に参加してもらえるのか、政府の組織の変革によってできるのか、について考えているのではないかと考えている。

<コンサルテーションと透明性>

29. コンサルテーションは、一般の人の関与 (Involvement) か、透明性 (Transparency) のどちらに重きを置いているのかについては、どちらも大事だと思う。コンサルテーションを行う上で2つ重要なことがあると思っている。一般の人が、どのように決断がなされているかを見ることができる、それと同時に、どういう基本によって、体系によってできているかを見ることができる、これは透明度の問題であると思う。もう1つは、それと同時に人々がそれに対して影響力を持っているということも大事だと思う。

20. 透明性の件では、現在英国で重点を置いているのが、Freedom of Information Act で、2005 年までの間に色々と変化が出てくると思うが、それまでに政府の文書が一般の人々の目につくようになる。これは政策作成に対しても適用される。

(2) 環境食料農村省・植物品種登録局種子課

2001 年 11 月 13 日、ケンブリッジにある環境食料農村省・植物品種登録局種子課 (Plant Variety Rights Office / Seeds Division) の Mr. George Saunders と Mr. Michael Miller に対してインタビューを行っているの、その概要を紹介する。

<実施体制>

1. コンサルテーションに当たっているスタッフは、常時 8 人である。この 8 人がチームを組んで国内、国際的な作物、種子に関してコンサルテーションを実施している。しかし、この 8 人だけでは実際にコンサルテーションするには足りないの、例えば EU Proposal のような EU の規制に対するコンサルテーションの場合は、それに係わる大臣に協力を申し込むことになる。

<コンサルテーションの作業>

2. まず、どのようなコンサルテーションをするか、どういう提案をするかをドラフトにまとめ、それを法律的にも明らかにした上で、コンサルテーションにかける。ウェールズとスコットランド、イングランドの 3 地方の政府の了解を得てからでないと、この我々がやりたいと思ったことを発表することができない。

3. ここまでクリアになった上で、どこにコンサルテーションを依頼するかが問題にな

るが、MAFF の時代は、全国農民連盟（National Farmers' Union）なり、作物 又は種子の生産者の団体に依頼すれば済んだ。しかし、今は、環境サイドと一緒にになったために環境問題も考えなければいけない。有機に関連する団体や、環境的な問題に係る団体にも依頼することになる。当然コンサルテーションは、一般市民に対してもオープンでなければならない。

<コスト>

4. コンサルテーションの案件によって、団体の数が異なる。100 団体に持ちかけるものもあるし、小さい数の団体に持ちかけるものもあり、一概にはいえない。コストはどのくらいかかるかというのは、その内容、一般の人たち、メディアがどれだけ興味を持っているかによって明らかに変わってくる。例えば最近やったもののうち植物の病気について行ったコンサルテーションでは、12 しかコンサルトするところがなかったので経費はかからなかった。
5. 経費の問題については、我々には関係がなくなっている。コンサルテーションを実施する目的は、自分たちの政策の決定過程をコンサルテーションすることにより、透明性 Transparency と民主主義 Democracy を保つということにあるからである。

<EU との関係>

6. コンサルテーションによって何か変化があるかということに関しては、明らかに変化はある。当然意見が出れば、我々も、政府も考慮に入れるし、政策を作るだけでなく、英国の EU に対する立場、どういう形で交渉していくかという考え方を纏めるに当たっても非常に重要になって来る。この EU の中で英国がどのような政策を取っていくかは最終的にはメンバー国に合せることになることとなるが、その前に交渉によって合意点を見つけていく必要がある
7. EU との関係では、Conflict がいろいろある。EU では物事をすべて多数決で決めているので、英国がこうしたいと思っても、多数意見の中であきらめなければいけないケースが沢山ある。最近の例をあげると、漁場保護の問題があったが、我々は英国の漁業を考えた上で意見をもっていたが、少数だったために取り入れられなかった。我々がこういうデモクラティックなヨーロッパという中に入っている以上、こういうことがあるのはあきらめざるを得ない。それを覚悟で EU に入ったのであるから。
8. EU との交渉についてもコンサルテーションは非常に役に立つと思っている。最初から作り上げていかなければならないので、皆の意見を聞きながら作り上げていく。そして英国の交渉手段として纏めていく。ときには政治的な状況から取り上げられない場合

もあるが、我々の立場は、我々が作ったものが皆の意見にフィットするのではなくて、皆の意見を聞いた上で作っていきたいと思っている。

<フォーラム，ミーティング>

9. 最近、遺伝子組換え体に関してフォーラムを組むことになった。このフォーラムは、遺伝子組換え体について決める入り口（Threshold）の段階で行った。
10. キーパーソンになる機関を選んでそことも話をした。これはコンサルテーションでは初めてのことで、今まで一度もその人たちをここに招いて話したことはなかった。それだけではなく、産業界，環境，消費者のグループ等に来てもらって、その人たちとグループごとに別々にミーティングを持った。その結果、遺伝子組換え体に対する興味が非常に強いことがわかり、改めて正式に年に 2 回フォーラムを開催し、この人たち全員に集まってもらって話をするようになった。
11. フォーラムを開催するかどうかは、問題による。例えば、それがテクニカルな問題であれば、組織の中のテクニカルアドバイザーが判断するし、政治的な問題であったり、環境的な問題、消費者に関する問題、中には人権に係わる問題もあるので、問題によって、関わってくると思われる省や大臣と相談して決めていくことになっている。
12. フォーラムを開催する場合は、一般的なコンサルテーションとは全く違った形で動いていくことになる。色々なグループから選ばれた人たちに一堂に集まってもらい、お互い共通して問題となること、例えば、作物や種子について、我々が是非聞いてみたいこと、その人たちが話したいことを話し合う。年に 2 回と決めているが、必要であればもっとやっていく可能性もある。フォーラム以外では、希望があれば、他の場所に出かけ会うこともある。
13. フォーラムという考え方が出来上がったのも、DEFRA という省ができたことが背景にある。とにかく環境や農業をいかに持続していくかが、現在の課題で、それを持続していくために、ステークホルダー（利害関係者）にどんどん意見を言ってもらう姿勢をつくるのが最終的にデモクラシーであり、持続性を高めていくのに必要なのではと思っている。
14. フォーラムは、コンサルテーションを変えるものではなく、通常のコンサルテーションを補うものであることを理解してほしい。

<コンサルテーション・レター>

15. 郵便でコンサルテーション・レターを出しているが、レターには、必ず規制案、それに対して予想される変化のガイドライン、背景や必要になると思われることを書類にまとめてすべて封筒に入れている。また、我々の中で必要と思われるものはすべて省のホームページにも載せることにしている。

<プレスリリース>

16. 一般の人たちにとって非常に重要な問題であり、また興味がある問題であればプレスリリースの形で記者の方に書面を流したり、記者会見をすることによって、メディア媒体を使うことになる。しかし、DEFRA では、現在のところメディアは基本的には使っていない。遺伝子組換のような問題になると、人々の関心が高いので、自然とラジオやテレビで取り上げられることが多い。

<質問回答>

17. 質問も出てくるが、我々が直接答えたり、内閣を通して答えたり、あるいは政府から答えるように言われることもあり、いろいろな対応を取っている。書面での対応だけでなく、実際顔を合わせて答えていく体制をとっていきたいと考えている。このような方式は、まだ新しいものである。
18. 内容が非常に重要になってくる。今回の遺伝子組換体のような場合、質問が内閣でも持ち上がって、大臣が発言しなければならず、それに対する準備をするのもこちらの課の仕事になる。直接のコンサルテーションでなくてもそれに伴った他の仕事も沢山でてくる。

<書面によるコメント>

19. 今の新しい政府になってから、現場の人たちに会っていこうという姿勢になっている。我々は、今までもフォーラムを開催するようになる前でもいろいろなグループの人たちと会っていた。グループの人たちからいろいろなコメントが出た。その場合背景も踏まえて書面で出してもらうようにしていた。その場でコメントが出ても、技術的なものや科学的なものである場合、バックグラウンドが必要になってくるので、後からすべて纏めて新たにコメントとして出してもらっていた。どういう事情があっても、書面でのコメントは非常に重要だと思っている。

<ステークホルダーとの関係>

20. ステークホルダーや産業界の人たちがお互い納得して進めていくというのは重要なので、コンサルテーションをすることによって我々が出す規制がステークホルダーにとっても好意的なものであるということになり、働き易い。

21. コンサルテーションの処理の結果に対する意見は、いまのところ非常に好意的である。

<意見の取りまとめ>

22. コンサルテーションの期間は12週間を考えているので、その12週間が終わったときに、提出のあった意見のコピーは、内閣の中の図書館に置くことになっている。また、提出のあった意見については、下院の図書館にも送るので、一般の人たちも見られるし、纏めたものを大臣に渡すようになっている。

23. コンサルテーションでコメントをした人の中で、コメントした内容を知られたくない人もいる。事前に知らされれば、その人たちの希望どおりにしている。

<透明性か意見募集か>

24. (コンサルテーションはTransparencyの問題に重点をおいているのか、人々に意見を聞くことに重点を置いているのかと質問に対して) どちらといわれても非常にむずかしい。我々がやっていることを明らかにする、我々が正直に言うことは大事だと思うし、自分たちは確かにやっていることに対してこれでいいだろうという考えを持っている。立場の違う人によって考え方が違うし、色々なステークホルダーから意見を聞くのは役に立つし、例えばフォーラムにしても、Friends of Earth (地球の友) という団体があるが、あの人たちは一定方向の見方しかしないで、他の人の言うことは聞かないが、そういう考え方もあっていい。いろいろな立場の全く違った考え方を聞くのも我々にとっても非常に役に立つ。

<職員の訓練>

25. (書面によるコンサルテーションの場合、どういう資料を用意するのか、どういう書き方をするのか、分かりやすくするというのと、情報を正確に伝えるのは相反するところがあると考えるが、そのようなことについての訓練は、DEFRA なり Cabinet Office がワークショップとかセミナー等で実施されているかとの質問に対して) 確かに複雑である。知っている範囲では、ワークショップやトレーニング等はない。DEFRA なら DEFRA 内の政策をつくるセクションの人たちの責任でやっていて、いろいろな案がきたら、それを我々で理解して伝えなければならない。DEFRA の中で一応トレーニングコースというのがあるが、コンサルテーションの実施に関連するものは、見たことがない。

(3) ADAS 農業発展指導所

2001年11月20日、ケンブリッジにある ADAS (Agricultural Development Advisory Service 農業発展指導所、民間の農業コンサルタント会社、元は政府の普及指導機関であった。)の支所で Mr. John Garsrtang に対してインタビューを行っているので、その概要を紹介する。

ADAS については、コンサルテーション・レターに対する回答をどのような手順、考え方でを行っているかを把握するために行った。

<コンサルテーションに対する回答>

1. 我々は、レスポンス（回答）という形で政府のコンサルテーションに協力した。私と研究センターにいるもう1人が一緒にやった。遺伝子組換え体の法的規制と、遺伝子組換え体の商品化に関するものであった。2001年の5月24日のレターである。
2. 「Implementation of Directive 2001/18/EC on the Deliberate Release of Genetically Modified Organisms into the Environment」に関しては、回答していない。それは、「指令 Directive」という形になるので、実際に影響されるのは農家、特に種子を生産している生産者である。種子生産者が意見をいうことであると思っている。またこれについては、コンサルテーション・レターになる前のドラフトを作成する段階で DEFRA と協議しているので、これに対してはレスポンスはしない。
3. (DEFRA のホームページをみると、ADAS がコンサルテーション・ペーパーのあて先としてあがっているのは2つしかみつけれることができなかった。ADAS は DEFRA と事前に協議するのか、レスポンスするのが多いのかとの質問に対して) コンサルテーションのコンサルティーとして選ばれている場合は、コンサルテーション・ペーパーの方にレスポンスすることになるが、リストにあがってなくても我々はレスポンスすることがある。DEFRA から契約をもらっている以上、我々の義務として何らかの問題点を見つけた場合や、何か考慮すべき問題が出た場合は、常に DEFRA にアドバイスしなければならないことになっている。

<DEFRA および EU との関係>

4. ADAS と DEFRA の関係は、今週 DEFRA に新しくたんばく質の商品化に関するレポートを提出した事例で説明する。たんばく質の商品化が成功すれば、現在輸入している大豆を置き換えることができる。その輸入している大豆はもしかしたら遺伝子組換え体かもしれないので、それをすべて置き換えて違う製品にすることができる可能性があるというレポートである。我々はすべてに答えているわけではないが、常に DEFRA に情報を流してコンサルタントをしている。

5. 遺伝子組換え体に関するレスポンスを DEFARA に出すと同時に、EU にも、遺伝子組換え体作物を隔離することの難しさと、他の穀物に対する汚染影響に関するレポートを提出した。我々はその中で3つのことを言った。隔離するのにどのくらいの距離を持つべきか、穀物を別々に分ける方式と、サンプリング・テクニックおよびその分析についてである。
6. 遺伝子組換え体に関しては、我々は DEFRA との関係、直接の EU の関係を通して 非常に問題点を明確に指摘することができたと思っている。
7. DEFRA のコンサルテーションのリストはあまりにも古いので、我々は教えて直していかなければならない。新しい会社ができたとか、もうこの会社は存在しないとか。このリスト自体をアップ・ツー・デイトするために常にコンサルしている。
8. (ADAS はステークホルダーとしてコンサルテーションの実施に関してどのように行動しているかとの質問に対して)、まず ADAS は、ステークホルダーではない。コンサルタントである以上、すべてステークホルダーになるか、まったくステークホルダーにならないかのどちらかであると思う。我々はアナリストとして存在している。ステークホルダーというのは、そこに自分のビジネスや金銭的な面で何らかの関連性、インタレストがあるから、ステークホルダーだと思う。ADAS はそうではない。

<コンサルテーションの目的・性格>

9. コンサルテーションは、要はその政策を受け入れやすくするものだと思う。コンサルタントやコンサルテーション・ペーパーを使っていろいろな意見をもらってからその政策のフレームワークを作るが、それが例え自分の意見が取り上げられなくても、自分は意見を述べた、参加したという事実は残るので、それで出来上がった政策は受け入れられやすいのではないかと思う。
10. コンサルテーションは透明性 **Transparency** を高めるものであると思う。しかし、必ず政策に反映するということは保証されない。透明感を出すかもしれないが、実際に政策の決定に反映するかどうかということとは別問題であると思う。

<レスポンスの分析>

11. (DEFRA がコンサルテーションするときに、ADAS がコンサルテーション・ペーパーを作るときからかなりタッチしているが、寄せられたレスポンスの分析にも参画しているかとの問に対して) コンサルテーション・ペーパーの段階から手伝っている。レスポンスの分析は、ADAS は現在は DEFRA の附属機関ではないので、DEFRA の中にも他に

出せない秘密の問題があって、それに関しては我々がもう DEFRA でない以上、我々にも教えてもらえないと思っている。それ以外で DEFRA が依頼してくればそれは分析する。

12. もしそれが政策を作成することに関係してくれば DEFRA 自身がやることになると思う。それが科学的な知識を必要とする場合は、ADAS が頼まれば分析するし、大学がやる場合もあるかもしれない。

<フォーラム>

13. 遺伝子組換え体のフォーラムは、あくまでも一般の意見を集めるということである。ADAS はコンサルタントであるので、それには参加しない。フォーラムに集まっている人たちはステークホルダーである生産者、アカデミックな人たち、家庭の人、それからエンド・ユーザーであるパン屋、菓屋、それと医学関係者である。我々は、実際に行われている日常業務の中で必要なコンサルを続けていくことである。

14. フォーラムは、英国の場合、現在の政府のもとではよく行われているが、政策面のいろいろな内容、意見等を集めるためのものである。そのため、自分たちの手伝いは必要としていない。フォーラム自体は政策を決める部局の人たちが計画して行うのであって、別に難しいものではない。

<コンサルテーション期間>

15. コンサルテーション期間の 12 週間は妥当な線だと思う。養蜂業者を対象とするようなときは、いろいろな所に散らばっているのものでこれでも短いと思うが、British Agrichemical Association のような化学薬品に関して言えば、大きな組織であるので、意見集約期間としてはこの程度の期間は必要である。組織やそのときによって長いとか短いと感じることはあろうが、12 週間は妥当と考える。

<その他>

16. (コンサルテーションは、大臣や幹部の人が思いつきでやるのを防止する効果があるかとの質問に対して) コンサルテーションはあくまでも一般の意見を集めるということで、何か間違ったことが起こるのを止めるためではない。しかし、いろいろな部分に着目することから、防止することにはなると思う。ただ防ぐためのものではない。
17. 英国の場合、遺伝子組換え体の穀物に対する問題というのは、ある意味感情的なものだと思っている。遺伝子組換え体というものに対する一般市民、メディアの抵抗、反対みたいなものだと思っている。それは日本にも言えることではないか。

18. 遺伝子組換え体を EU ではプロテインの商品に替えて行きたいという意見が強い。プロテイン生産を商品化し、遺伝子組換え体をなんとか追い出そうという動きが出ているが、それを実際実施するには多大なコストがかかる。プロテインの商品を生産する場合 1 トンにつき 6.5 ECU (European Currency Unit) がもらえることになっているが、実際に製造するためには、この 600~700 倍のコストがかかる。プロテインを推奨していくのは非常にお金のかかる計画である。

それが今回のコンサルテーションで問題点になった。基本的な部分でお金がかかるということで、反対が出ている。ここでコンサルテーションをストップして最終的に方針をとらなければならない。選択肢の一つは、この 6.5 ecu をもらって製造しようというもので、もう一つは、お金がかかるのでやめようというものである。政府は対応を決めかねている。

この件に関してコンサルテーションで意見を集めているが、問題は解決しない。

(4) 環境食料農村省・電子ビジネス課

2001 年 11 月 14 日、環境食料農村省・電子ビジネス課 E-Business Directorate の Mr. Tom Cunliffe と Mr. Alan Hill に対して MAFF's role in e-Business (2000 年 10 月 4 日) と DEFRA e-Business Strategy (2001 年 10 月 2 日) に関してインタビューを行った。MAFF's role in e-Business は、ICL と ADAS が行ったポリシー・エバリュエーション(政策評価) レポートであり、DEFRA e-Business Strategy はコンサルテーションの実施結果を経て取りまとめられた政府(DEFRA) ペーパーである。ポリシー・エバリュエーションとコンサルテーションの関連についても説明を受けることができたので、インタビューの概要を紹介する。

(二つの文書の URL)

MAFF's role in e-Business : <http://www.defra.gov.uk/ebus/maffrole/contents.htm>

DEFRA e-Business Strategy : <http://www.defra.gov.uk/ebus/strategy/strategy.htm>

<厳しい農業環境と対応>

1. 英国の農業界は、農家がどんどん破産するなど、厳しい状況におかれている。古いやり方ではやっていけなくなって、いろいろな方法を教えていかなければならない。我々はコンサルタントを雇って、e-Business が果たして役に立つのかについて調査した。コンサルタントは 100 人以上のステークホルダーである農業者、セリ人、食品製造業の人たちに話しかけて、このレポートができた。それによると食物の流通の中で農家から商店に並ぶまでの間 e-Business をやることで、それをリンクすることができるのではないかと結論が出た。
2. 伝統的な方法から、電子を使った方法に変わっていく背景には、農業に対する政

府の援助、EU の政策が、農家に対する直接援助から、例えば環境や、経営の多角化、地域の生活という方面へ移ってきたので、それらを正しく伝えなければならないことがある。

3. 経営の多角化の方面では、たくさんの農家は伝統的な農業から少し違った方面から収入を得られるようにする動きが始まっている。違う方面からの収入というのは、地域のビジネスに関連したものであったりするが、そういう方面に動く人たちにとっても、この e-Business は役に立っていると思う。

<DEFRA e-Business Strategy>

4. DEFRA e-Business Strategy は、DEFRA になってからの省の中での変化を纏めたものである。これを作成するに当たって、Tom Cunliffe が代表となって、「戦略」という形で纏めた。MAFF が DEFRA に移行したこともあって、完全に違った方向での方法を考えた。元々はこういう情報は、伝統的な方法を取り、書面で送られていたが、新しい首相が 2005 年までにすべての情報をインターネットで受けとれるようにしなければならなかったと言ったことに基づいて、大きく変えなければならなかった。
5. この e-Business を始めるに当たって、すべてカスタマー（顧客）をターゲットにしている。中心になるのは外部のサービスで、内側は見えていない。発展していくに当たって、情報をオープンにするというのは自分たちにとっては新しいやり方、文化であるが、オープンにすることで我々の顧客から何をしてほしいか意見をもらうことができる。
6. このような急激な変化は、我々だけではやっていけるものではないので、非常に資金もかかっている。顧客にもいろいろ協力してもらっているし、プライベートセクターを使っている部分もある。この文書は、これから何をやっていくかを明らかにした初めての書類である

<e-Business Strategy 作成の目的>

7. ここに出ている Rural Portal のシステムについて、参加した人たちの中には、我々が情報を提供するのに最適だからこれをやりたいと言ってきたところもあった。Rural Portal がどのように行われるかは相談中で、まだ決定されていない。
8. 1999 年に e-Business の戦略についてレポートを書けといわれたとき、政府の中に e-Business Strategy とは何かを理解している人はいなかったと思う。この e-

Business Strategy は、商業的な面から書かれたものではなく、内閣府によって決められていった電子を使った戦略方法に基づいて作られたもので、その目的は 2005 年までに DEFRA のすべてのサービスが電子的に得られるということである。

9. e-Business Strategy の作成の目的の一つは、DEFRA 自身や政府がこれから出していく規制や、Security とか、Digital Signatures、ヘルプデスク、すべての情報を正しくつなげて伝えられるようにすることである。もう一つは、DEFRA が他の省の人たちとも繋がるということで、中には同じようなことをやっているところがあるが、それを一つにつなげ、一度に全部を見られるようにすることである。
10. DEFRA だけでなくすべての政府の機関が、我々はどこの人たちと一緒にやっていけるかという、問題を見つけることがむずかしい状態になっている。いろいろな所でやっているの、ステージ、レベルが違っていたりする。それなりの予算がついているが、それを一つにすることでもっと予算がかかるかもしれない。
11. 我々は最低でも 2~3 のプロジェクトを他の政府の機関とやっていけることを発見した。例えば、一つには Business Address System というものがある。これは、例えば会社が住所を移した場合、一箇所に連絡すると済むようにできるシステムになっている。しかし、公共のセクターと、プライベートセクターの部分をどこで分けるか、見極めるのが非常に難しい。
12. なお、読みやすさ Readability という点に関しては、Tom Cunliffe 自身が“Plain English”（非営利団体）の活動に興味があった。以前のドキュメントは残念ながらコンサルタントが書いたものでアメリカ的なビジネス用語が使われていた。一般の人たちで話す言葉で書かれていなかった。今回は一般の人たちが話す言葉に近づけて書いて成功したと思っている。

<コンサルテーションの実施>

13. コンサルテーションの方法の一環として、120 ほどの会社、各機関に連絡をとり、会議を開催した。その中から 80 会社くらいが集まって、我々が実施したいことを説明して、それに対するフィードバックをもらった。この過程はコンサルテーションの一部である。
14. このレポートの案は、参加した方達に喜ばれて、ほとんど変更することがなかった。ほとんどの会社が、是非我々の考えている戦略に参加したい、協力したいということになった。本質的には、その人たちは、そこに商業的な価値を見出したというこ

とがあると思う。

<フォーラムの開催>

15. レポートをホームページに載せるだけではなく、我々でフォーラムを開催したりしている。ビジネスの人たち、地域の人たち、Countryside Agencyの人たち、民間会社の人たちに集まってもらい、このe-Businessに対して一般的な話し合いをしていたり、Cattle Tracing System, CAPといったもの別に関連する人たちに集まってもらって話し合いをしたりしている。CAPに関しては農家に実際どうやって運営していったらいいか、テストもやっている。いろいろな形でコンサルテーションをしている。

<Cattle Tracing System>

16. 例えば、我々は機能的な部分では、Cattle Tracing Systemは民間の会社に前面に出てもらうように依頼している。我々はすべての者がアクセスできるようにしたいと思っているが、ホームページを実際に動かすのは、たぶん民間に依頼することになる。我々は情報を出すが、実際にホームページにしてそれを動かす部分は、民間会社に依頼することになる。まだはっきりと決まってははいない。
17. コンサルテーションとかオープンにすること、透明感を出すことは重要なことだと考えている。コンサルテーションが重要だということに関して、一つの例をあげれば、いくつかのサービスが既に実際にコンピュータに出ていて、それがCattle Tracing Systemで、牛の動きをすべて登録するシステムであるが、これが我々が思ったようにはうまく進んでいない。それはなぜなのかわからないのでコンサルテーションを続けていかなければならない。一つの大きなプロジェクトとしての見方、それに対するコンサルテーションと、一つ一つ細かに専門的な部分、どういうように実際にサービスを行うかといった両方の面からコンサルテーションしていかなければならない。
18. (Tracing Systemは成功した例というように書かれていると思ったが、との質問に対して) このサービスの46%にコンピュータが使われているというので、我々もこれは成功だと思ったが、実際に調べてみるとその46%のほとんどを代行会社(エイジェント)がやっていて、農家は使っていない。農家がお金を払って他の人にやってもらっている状況である。それを考えると果たしてこれは成功といえるかどうか、我々も悩んでいる。
19. 当然、我々もどうしてそうなったのか検討しなければならない。農家にもコンピュータを利用したシステムを使ってもらいたい。同時に農家は貧しく、エイジェントにお金を支払うことができないかもしれないので、その問題も検討しなければならない。

い。

20. 農家がこのシステムを使えない原因が、コンピュータは持っていてインターネットのアクセスもあるが、その地域のラインが悪いということも考えられる。そういうことも調べていかなければならない。

<質問・コメント等の反応>

21. いろいろな質問やコメントが戻ってくると、現段階ではそれを管理し、答えるように出来ている。これからどんどん増えていくと、どうやって我々で管理していくべきかについては何ともいえない。まだそのステージにきていない。一般的な質問という形で80くらいのコメントをホームページに載せている。気をつけなければいけないのは、自分のコメントを載せてほしくない人もいるので、それを注意して見ていかなければならない。
22. 残念ながら、ほとんどの返事や、参加したい、サービスしたいというのはIT会社からである。自分も直接電話で受けるが、それらは断っていかなければならない。しかし、その中にも我々が話を聞かなければならない人たちがいる。どの人に時間を割くかが問題になってくる。これからビジネスを始めていきたいという会社に、自分たちの戦略を全部説明するのはむずかしい。
23. (このコンサルテーションレポートは、非常によく出来ていて、もうこれで十分ではないかと思うが、こういう状況になっているといった情報を共有するということに、コンサルテーションの意味があると理解していいかとの質問に対して) そのとおりである。これだけの時間と人も割いたものなので役立っていると感じている。
24. この段階ではまだ一般的な概念という形で出しているのだから、これからは、それを実際に活用していくためにブレイクダウンしていかなければならない。そうなればコンサルテーションの範囲も狭まれていくと思う。しかし、部分的に区切って検討していく場合でも、すべてに通じるものがあると思う。例えばCustomer Serviceであれば、システムを利用する上で問題点があれば、それはどこにでも適用されることであるので、そういうものは横断的にも見ていかなければならない。当然それに対しても専門家の意見を必要としていると思っている。

<コンサルテーションに要する費用・労力>

25. (コンサルテーションでいろいろな人たちにレターを送って纏めていくのは、随分と人とお金がかかると思うがとの質問に対して) 我々は価値があると思っている。当

然我々は進めるに当たって、我々だけでやっていこうとは思っていない。顧客なり、他の人たちの意見も聞いてまとめていきたいので、そのためにはこういう方法を取ることは必要だと思う。我々だけではやっていけないので、コンサルテーションが役に立っていると思う。

26. 当然、会議という形式で何回も行っていくと非常にお金がかかるが、皆一緒になって作り上げていくものだと思っている。

<コンピュータ利用技術の講習>

27. このほか、我々のところでは、Click System と呼ばれている、実際にどのようにコンピュータを利用するか農家の奥さんにデモンストレートしてもらって、どうやっていけるのかを見せている。それを進めるに当たってどういことをこれからサポートしていかなければいけないかが見えてくるので、これもコンサルテーションではないかと考えている。

28. 農業界の中で e-Business を推進していくためには、いろいろなことをしていかなければならない。農業者自身は時間があまりない。そこで考えたのが、家族全員がトレーニングに参加することである。奥さん、子供、他の家族のメンバーにコンピュータの使い方を教えて、その人たちが農業者の代わりにやるということが大事だと思っている。

29. もう一つ、コミュニティの立場からのアプローチも大事だと思っている。地域にインターネット Café や Village Hall の中にインターネットを使える場所があったり、何かイベントがあったときにインターネットを使えるシステムがあると、農家がコミュニティを通じてインターネットの使い方を勉強できると思う。

<コンピュータ利用のメリット>

30. 現在考えなければならないことは、農家がインターネットを使うことに何らかのメリットがあるか、使う理由を農家に説明しなければならないことである。現在は、補償金、援助金をもらえるという申し込みが普通よりも早く通る、地域のオフィスにわざわざいかなくても自分の家からできるというだけで、金銭的にそれをする事で何かがあるわけではない。所得税の場合、1年間まとめて Tax Return というのがあるが、そのフォームをインターネットでやると 10 ポンドお金が戻ってくるようになっている。農業の方も、何らかの形でお金が戻るような方法を考えていかなければならない。

31. 農家はもともと顔と顔を合わせてのビジネスに慣れていたので、またはローカルオフィスに行って書き込むことに慣れているので、その人たちにとってはカルチャーチ

ェンジである。農家が1年に1度、毎年提出しなければならないフォームがあるが、それを試みにコンピュータでやってみた。その結果が利用できる者は1%で、非常にみじめな結果に終わった。その理由が農家は自分を証明するために書類をもって地元の郵便局や銀行に行って、自分である証明をして、そこでDigital Signature、スマートカードと呼ばれる証明番号のようなものをもらい、それからコンピュータに戻ってそれを登録しなければならなかった。その登録が2~3段階に分かれていて、それが農家には難しすぎたらしく、フォームまでいけなくて、あきらめてしまう人が多かった。当然1回は証明を得るために行かなければならないが、登録が難しかった。それを簡単にするのが我々の今のテーマである。確かにこれが主な理由であり、付け加えると口蹄疫があったために移動が自由にできなかったということもあるが、主な理由はむずかしかったということである。

32. 1%の利用できた人たちによると、これは非常に簡単で、実際に始めてみるとこれほどいいものはない、役に立つということであった。そこまでいくと、登録されているので昨年までの自分の詳細がすべて出てくる。住所、名前等の変更がなければ、もう半分記入されているので、ボタンを押すだけで済んでしまう。今までは身分証明を持ってローカルオフィスに行ったり、電話で聞いたり、4~5日かかったが、その場ですぐ終わるので、実際にこれを利用した人たちは、「これは非常にいい」と言ってくれた。

<今後の課題>

33. Rural Payment Agency を実際に e-Business にするのが今一番大きなプロジェクトである。それには数年間で4千万ポンドくらいかかる。あまりにも技術的なものなので、外の人たちに役員会を開いてもらって、そこで物事を進めていってもらっている。

34. この e-Business に関しては、いろいろな省が一緒になってやっていくが、内閣府に e-Envoy Office というのがあって、そこが中心になって、そこに全部集まるようになっている。我々がこれからどういように進んでいかなければならないか、どういう規則にするか、他省とどのように協力体制を作っていかなければならないか、いろいろなアドバイスがここからでてくる。

35. 我々が検討していかなければならないのは、農家は場所柄、電話回線がよくなって、ブロードバンドができていないことと、中には、多くはないが、全然文字の読めない人がいることである。

<その他>

36. ベストプラクティスに関して政府商務部 (Office of Government Commerce, HM

Treasury) が我々に対してもそれがベストプラクティスになるようにいろいろな指示が出ている。ベストプラクティスにするためにいろいろな基準を設けているが、**Business Case Management** や **Benefits Realization**, つまり中央政府としてはこういうベネフィットがあるということを伝えるのは重要だと思っている。同時にお金がかかるということもあり、そこをうまく調整して、どういうようにやっていくかが問題になっている。

37. すべての農家がインターネットを持っているだけではなく、実際にそれを利用しているということが確かめてからでないと、郵便物は止められない。いつかこの郵便物を少しずつでも減らしていく決断をしなければならない。新しい政府の目標は **Social Inclusion**, すなわち、社会全体が参加するということであるので、すべてが含まれなければならない。今のところ全員に郵便も送っている。

資料 1

GMO（遺伝子組換え体）の環境放出に関する指令（2001/18/EC）の実施に係る コンサルテーション文書

目次

第1章

遺伝子組換え作物（GMO）：意図的放出に関する EU の新規則

- 遺伝子組換え体の意図的放出に関する指令の改正：Directive 2001/18/EC
- 新指令の実施：英国の法令への組み込みに関するスケジュール
- 英国各地方における法令の実施のまとめ
- 本文書の目的

第2章

遺伝子組換え体の意図的放出に関する現行の EU 規則とその改変の必要性

- 遺伝子組換え体の意図的放出に対する取り締まりの必要性
- 遺伝子組換え体の意図的放出に関する EU の規制枠組み
- EU の枠組みを改変する必要性があるのはなぜか

第3章

遺伝子組換え体の意図的放出に関する EU の新規則およびその実施に関する主要問題

- Directive 2001/18/EC の実施による主な改変点およびその実施に関する主要問題
- 環境リスクアセスメントの原則
- 市場投入後のモニタリング
- 抗生物質耐性の表示
- 追跡可能性とラベリング
- 市民とのコンサルテーション
- 市民に公開する情報
- 政策決定の予測可能性と透明性
- 区別化および「簡便化」された手続き
- 倫理的および社会経済的問題
- ガイダンス

第4章

新規則の実施に対する意見を求める

添付 I：部分的規制影響アセスメントの概要

添付 II：遺伝子組換え体の意図的放出に関する指令の改正：Directive 2001/18/EC

第1章

遺伝子組換え体（GMO）：意図的放出に関する EU の新規則

- Directive 2001/18/EC は EU における遺伝子組換え体の意図的放出を規制する制度を改変するものである。
- 加盟国は 2002 年 10 月 17 日までに新指令の規定に従った国内措置を施行しなければならない。
- DEFRA および職務を委譲された行政機関は、英国における実施に共同で責任を負うものである。
- 本文書は新 EU 規則の背景と文脈を説明し、議論を喚起し、実施に関する主要問題についての意見を求めるものである。

➤ 新指令の実施：英国法令への組み込みに関するスケジュール

Directive 2001/18/EC は 2001 年 4 月 17 日に施行される。加盟国（英国を含む）は新指令を国内の法令に反映させることが求められており、2002 年 10 月 17 日までに導入措置を実施しなければならない。

1.5 新指令のイングランドにおける実施予定スケジュールは以下のとおりである。

第 1 回コンサルテーション開始	2001 年 7 月
第 1 回コンサルテーション終了	2001 年 10 月
法令立案	2001 年 10 月～2002 年 2 月
法令草案に関する第 2 回コンサルテーション	2002 年 3 月～2002 年 5 月
法令の議会への提出	2002 年 6 月
法令施行	2002 年 7 月

➤ 本文書の目的

1.10 英国政府は、透明性および参加可能性のあるやり方で新指令を実施したいと考えている。本コンサルテーションは、英国の実施措置が新指令が約する遺伝子組換え体の意図的放出の規制および取り締まりの改善に確実につながるように、意見を求める第一段階として位置付けられるものである。法令草案を含む、提案される個々の実施措置についてのさらなるコンサルテーションは後日実施する予定である。2001 年 10 月 26 日までに郵便または E メールにて下記までご意見を寄せられたい。

Directive 2001/18/EC コンサルテーション
Biotechnology Safety Unit（バイオテクノロジーユニット）
DEFRA

1.11 DEFRA では、本コンサルテーションに寄せられた意見を国民および議会に公開し

たいと考える。貴殿のご意見を秘匿としたい場合はその旨をページ上部に明記されたい(明記されていない意見については公開できるものとする)。DEFRA では寄せられたすべての意見を尊重し、その包括的分析を法令草案に添える予定である。

第2章

遺伝子組換え体の意図的放出に関する現行の EU 規則とその改変の必要性

- 遺伝子組換え体の意図的放出に対する取り締まりは、人体の健康または環境に与えるいかなるリスクをも確実に防止あるいは最低限に抑えるために必要である。
- EU の規制枠組みは、研究開発段階での放出および遺伝子組換え体作物の市場投入に関する政策決定のための一般的な手続きを規定するものである。
- 現行の枠組みは制定から 10 年以上経過しており、科学的知見およびリスク分析技術の進展と市民の関心を反映し、また、予測可能性、公開性、および明快性を高めるために改訂する必要がある。

➤ EU の枠組みを改訂する必要があるのはなぜか

2.8 1993 年以来、Directive 90/220 (遺伝子組換え体の環境放出に関する指令：91 年 10 月施行) の B 部における規定に基づいて、英国での実験目的のための 190 の許諾が与えられている。C 部の規定に基づき、18 作物 (ダイズ、セイヨウアブラナ、チコリー、カーネーション、遺伝子組換えがなされた 4 種類のトウモロコシを含む) について EU 市場への商業的放出が認可されている。トウモロコシ、ダイズ、セイヨウアブラナについては、加工および飼料利用の目的ですでに欧州に輸入されている。

第3章

遺伝子組換え体の意図的放出に関する EU の新規則およびその実施に関する主要問題

- Directive 2001/18 では、現行の EU 規制枠組みに係る懸念に対応するための改訂が行われているが、その実施に関するいくつかの重要な問題が提起されている。
- 本章では、改訂点の主な分野の概要を示し、実施をめぐる主要問題について概説する。

➤ 市民とのコンサルテーション

3.12 Directive 90/220 では、同指令の B 部において規定されている、研究開発段階における遺伝子組換え体の放出に関して市民とのコンサルテーションを実施するための任意規定が定められている。英国では 1993 年から、提案された放出、提案された放出の地方紙上

で告知、リスクアセスメント情報、提案された位置選定、ACRE (Advisory Committee on Releases to the Environment) から得た助言などについて、関心を抱くいくつかの組織 (English Nature など) に対して告知を行う法的制度が設けられている。また農場規模評価プログラムに関して、公開性に関する政策も実施されている。

3.13 実際にこの公開性に関する政策によって、有機農法農家や養蜂家などの特別な関心を寄せる市民に対して、提案された放出に関する意見を述べる機会、および彼らの意見が取り入れられる機会が与えられている。しかしながら多数の人々は、現行のやり方は意見を適切に取り入れる意欲的なコンサルテーションシステムではない、と強く感じている。新指令では、旧指令の B 部 (第 9.1 条) に基づき、提案された放出に関する市民またはグループとのコンサルテーションの実施を加盟国に対して義務付けることによって、この点を改善するための基礎を提供している。コンサルテーションの細かい形式については個々の加盟国が決定する問題であるが、指令ではコンサルテーションには「適切な期間」の設定が求められている。しかしながらこうした手続きは、第 2.7 節に記載されている差別化された、あるいは簡便化された手続き (第 7 条) を侵害するものではない。

3.14 上記の要求事項を英国で実施するに当たってはいくつかの問題が浮上している。いかなる公聴会やコンサルテーションにおいても、所管官庁が B 部で規定された放出 (第 6.5 条) に関して決定を下さなければならない期間である 90 日を 30 日以上超過してはならないとすると、あるコンサルテーションにとって「適切な期間」とは何か、という問題が提起される。もう一つの大きな問題はコンサルテーションの形式である。この点については、放出について事前に告知すべき特定グループの範囲を拡大すべきか、電子手段の使用によって告知のスピードアップが図られるか、政策決定を告知するための市民の直接参加による形式が考えられるか、といった問題が含まれる。こうした問題に関連して、指令の範囲が倫理的あるいは社会経済的要因よりもむしろヒトの健康や環境要因に焦点が当てられていることを鑑みると、寄せられた意見がどのように広められ、アドバイザーや政策決定者に取り入れられるべきか、という問題も提起される。

➤ 市民に公開する情報

3.16 市民が抱く主な懸念の一つに、遺伝子組換え体の放出および製品に関する情報を容易に入手できるか、という問題がある。この問題は、例えば知的財産権に関する商業上の秘匿情報を保護する企業側のニーズと比較考量する必要がある。こうした企業側のニーズは、旧指令 90/220 で規定された要求事項と同様に、新指令では第 25 条で取り上げられている。

3.17 英国は、情報の公的記録や電子的に入手可能なデータのよく整備されたシステムを含む、遺伝子組換え体の意図的放出に関する問題の公開性についてはきちんと記録を残している。こうした情報の形式や整備は概ね個々の加盟国の判断に委ねられる。しかしながら新指令では、市民に公開する情報に関する原則と手続きを大幅に強化しており、全加盟国はこの方針を尊重するよう求められている。また同指令は、委員会に対しある種の中央集権化された情報の必要条件を開発・導入することを求めている。主な責任の分担は以下のとおりである。

委員会の責任

- 遺伝子組換えに関する単数または複数の公的記録を作成する（第 31.1 条および添付文書 IV）；
- B 部で規定された申請に関する概要，(b)B 部で規定された申請に関して下された決断，(c)認可を受けた，B 部で規定された放出の報告結果，(d)B 部（第 9.2 条）に基づいて加盟国の領土において放出された遺伝子組換え体の年次リスト，について加盟国と委員会との間で交換された情報を市民に対して公開する（第 11 条）；
- C 部で規定された申請および当該申請に関するアセスメントレポートの概要を市民に対して公開する（第 24.1 条）。

加盟国の責任

- 自国領土において放出された，B 部で規定された全遺伝子組換え体に関する情報を市民に対して公開する（第 9.2 条）；
- B 部で規定された遺伝子組換え体の所在地を記録した情報の公的記録を作成する（第 31.3a 条）；
- モニタリング要求事項に従って栽培された，C 部で規定された遺伝子組換え体の所在地を記録する公的記録を作成する（第 31.3b 条）。

この他にも明示されてはいないが，C 部で規定された遺伝子組換え体の市場投入後のモニタリング結果を市民に対して公開するという義務も生じる。

➤ 政策決定の予測可能性と透明性

3.19 旧指令 90/220 に従った現行の体制が抱える問題の一つは，政策がいつまでに策定され，発表されなければならないという明確な最終期限が設けられていないために，政策決定が遅れ，透明性が欠如する可能性があることである。新指令では，規制過程の各段階に最終期限を設け，予測可能性を高めた透明性のある体制を打ち出している。こうした期限は，法的措置の実施にも反映させる必要がある。

3.20 また新指令では，C 部で規定された市場投入に関する許諾に最長 10 年という期限を設けている（第 15.4 条）。許諾取得者は，期限が来た時点で許諾を得るために再申請する必要がある，また期限は適宜修正または撤回することができる。現在許諾を得ている者は，2006 年 10 月までに，さらに C 部で規定された許諾を得るために再申請する必要がある（第 17 条）。更新された許諾は同様に最長 10 年という期限つきであるが，より長期の許諾を付与すべき特定の理由が存在する場合には，ある程度の柔軟性をもって対応できる。更新された許諾に関する情報やその他の必要条件については，第一期の許諾と同様であるが，求められる情報量は，市場投入された製品の使用経験から得られるヒトの健康および環境に対するリスクに比例して大きくなる。

第4章 新規則の実施に対する意見を求める

- 当省では、英国において新指令 2001/18 を可能な限り公開性および透明性のあるやり方で施行したいと考える。
- 当省では特に、第3章第3.2～3.24節に明記されている問題に関する貴殿のご意見を請うものである。
- また新指令の英国での施行によって喚起されると考えられる、その他の問題に対する貴殿のご意見も請うものである。

添付 I：部分的規制影響アセスメントの概要

GMO（遺伝子組換え体）の環境放出に関する指令（2001/18/EC）の実施

1. 新規制の施行前に、規制影響アセスメント（RIA）が実施されなければならない。本文書では、新指令 2001/18/EC によってもたらされる主な影響がどのようなものかについての概要を示す。RIA の全結果は 2002 年初旬に新規制草案のコンサルテーションを実施する際に発表する予定である。

影響を受ける産業部門

6. 新指令は、農業・食糧部門に最も大きな影響をもたらすと考えられる。また影響を受ける企業には、バイオテクノロジーを専業とする英国の中小企業 281 社の約 15% も含まれる。農業および食糧のバイオテクノロジーに関わるその他多くの企業も影響を受けるだろう。また、生物薬剤製薬部門も影響を受けると考えられる。

コンサルテーション

11. 法規制に反映しなければならない改変点のほとんどは必須条項である。すなわち、改変点は新指令において規定されており、本省ではその実施を希望している。しかしながら、市民に対する情報提供に関することなど、加盟国が個々に裁量権を有する分野もいくつか存在する。
12. 新指令の協議期間中、政府は関心を抱く当事者と定期的な会合を持ち、情報を得る。当省では新指令実施過程の一部として、新指令によって喚起される政策および原則に関する幅広い問題について第一回の市民コンサルテーションを実施する。2002 年初旬には、新指令に従った、イングランドを対象とした新規制草案に関する第二回の市民コンサルテーションを実施する予定である。本省では、両コンサルテーション期間中に当事者との会合を持つ予定である。

DEFRA（英国環境食糧省）

資料2 GMO（遺伝子組換え体）の環境放出に関する指令（2001/18/EC）の実施に係る

コンサルテーションレスポンスの概要

レスポンスの概要

環境リスクアセスメントの原則

新指令の添付文書 II において規定された環境リスクアセスメントの原則を適用すること、および当該原則とモニタリング計画との関係についてどのように考えるか。

4. この問題には返答者の 74%と、市民とのコンサルテーション問題と並んで最も多数の返答者から具体的な意見が寄せられた。新指令において強化された環境リスクアセスメントに関する規定に対しては幅広い支持が寄せられた。環境・自然保護団体（および一部の科学者と業界代表者）は、新指令における環境リスクアセスメントが遺伝子組換え体によってもたらされる「直接または間接、即時または経時の」影響を包含するように拡大されている事実を歓迎している（例：17,18,21,32,33,40,42）*。しかしながら、遺伝子組換え体の商業的放出を考慮した場合の環境および人体に与えるリスク評価の判断基準となる、確実な根拠のある科学的知見は得られていないとする声もある。さらに多くの商業的許諾申請の検討を行う前に、農業エコロジーや食物連鎖における遺伝子組換え体の累積的影響といった分野の科学的理解が進歩することが必要だとしている。また新規制では、環境リスクアセスメントによって提供されるデータは関連科学学会誌のピア・レビューでも認められるような十分な質と量を有するものとすべきである、との提案もあった（例：6,11,15,18,22,26,31,33,36,42）。
5. 業界関係者および科学者は特に、新指令に基づく環境リスクアセスメントが引き続きケースバイケースで適用される、客観的な科学的証拠に基礎を置くものであるという事実を歓迎している。彼らは新規制がこうした事実を反映し、またリスクアセスメントは特定されたリスクおよび放出の規模と目的に比例するものであることを求めている。また、非科学的知見に基づいて認可を遅らせるため、あるいは許諾申請者に対して不当に厳しい要求をつきつけるために環境リスクアセスメントが使用されることを、新規制において確実に回避するよう求めている（例：2,9,21,23,27,28,29,38,41）。
6. 動物の研究および福祉に従事する機関は、新規制において遺伝子組換え動物に関する十分な規定が設けられる必要があることを強調している。遺伝子組換え脊椎動物のいかなる放出をも検討する前に、新規制において動物衛生問題と同様に動物福祉問題がリスクアセスメントに確実に包含されるべきである、との提案があった。また、遺伝子組換え動物に関して王立協会や動物処理委員会（Animal Procedures Committee）が発表した文書や、農業・バイオテクノロジー諮問委員会が現在まとめている文書を DEFRA で記録することも提案された。また新規制は動物（科学的処置）令 1986 と矛盾しないものであるべきであり、それに伴うガイダンスでは、遺伝子組換え脊椎動物の研究および今後実施される可能性のある商業化について、意図的放出に係る新制度と動物令 1986 との関係について説明を行うべきである（例：4,7,44）。
7. 新指令に基づく環境リスクアセスメントについて寄せられたその他の意見には以下の

* 訳注：括弧内の数字は、原文最後に添付された返答者リストの数字

ようなものがある。

- 環境リスクアセスメントに関する新規制の規定に伴って、ガイダンスが必要である。なかでも、ガイダンスでは環境リスクアセスメントの役割と市場投入後のモニタリングの役割とを区別すべきであり、また許諾取得者には何が求められているのかを明確にすべきである（例：13,21,30,32）。
- 新規制では、農法や除草にもたらされる可能性のある変更点、あるいは自生の問題を含む間接的かつ累積的影響の評価を放出に先立って行うために、あらゆる努力を払ったことを証明するよう、許諾申請者に求めるべきである（30）。
- 英国政府は疾病サバイランスシステムを強化し、これまであまり知られておらず診断が難しい可能性のある遺伝子組換え原材料に関連した新疾病の発現可能性に対処できるような、しっかりとしたものとすることを検討すべきである（15）。

市民とのコンサルテーション

遺伝子組換え体の放出に関する提案について、市民とのコンサルテーションはどのように行われるべきか。また市民の意見をどのように取り入れるべきか。

20. この問題には、返答者の 74%と、環境リスクアセスメントの問題と並んで最も多数の返答者から具体的な意見が寄せられた。意見の大多数は新指令において市民コンサルテーションに関する規定が増えた事実を歓迎している。特に環境・自然保護団体や地方政府から、新規制では提案された放出に関して市民が検討し、意見を述べるのに十分な時間が設けられている事実強く幅広い支持が寄せられた。コンサルテーションの適切な期間に対する提案は、3 週間～3 ヶ月の範囲であった。コンサルテーションの対象者には、地元住民、提案された放出地の近隣に土地や建物を所有する人、および地方政府が含まれるべきである、とする提案もあった。また、自分たちの住む近隣において放出が提案された場合コンサルテーションを受けることを希望する人（特に農家、造園業者、自然保護区、養蜂業者）の任意登録制度を設けるべきである、とする提案もあった（例：1,5,6,10,11,12,14,15,18,30,31）。

21. コンサルテーションの実施に使用可能なメディアとしては以下のようなものが提案された。

- ウェブサイト
- 地方紙（および全国紙）上での告知、地方ラジオ局、郵便局/駐車場/商店での貼り出しなどの従来メディア
- 栽培が提案された場所に貼り出される告知
- 近隣住民、地方議会、および全国規模の団体（例：Soil Association）への書簡
- 地方当局を介しての情報提供

22. 新 B 部において規定された許諾申請を処理するための、新指令に基づく期限内での市民コンサルテーションの実施を可能にするアプローチが数多くの業界代表者から提案された（例：23,27,28,37,41）。提案には以下のようなものがある。

- i 新たな申請を受領した場合、ACRE（Advisory Committee on Releases into the Environment）は予備的なアドバイスを与えるべきである；
 - ii ACRE の予備的アドバイスおよび申請の詳細は DEFRA のウェブサイト上に掲載され、これらに対する意見を 30 日以内に求めるべきである；
 - iii 地域の関心が十分に高い場合は、一日公聴会を開催することも可能である。
23. 新規制では、市民とのコンサルテーションにおいて上げられた意見は、根拠の十分な科学的環境または公衆衛生問題を反映しているか否かという判断基準に基づいてのみ検討されることを明確にすべきである、と業界側は勧告している。また、B 部（研究）で規定された許諾に対する個々の新たな申請についてのみコンサルテーションを適用すべきである、とも指摘している。例えば、C 部（商業）で規定された許諾を得ている遺伝子組換え作物の栽培については、告知またはコンサルテーションの実施を求める規定は設けるべきではない。そのかわりに、近隣の農家に告知を行うという現行の任意システムを継続すべきである。その他業界側からの提案では、新規制では以下に挙げる点を確実にすべきだとしている。
- 時間的余裕をもって寄せられた市民とのコンサルテーションへの返答については、ACRE による検討の対象とする。モニタリング計画および放出のモニタリングレポートについてもコンサルテーションを行い、寄せられた意見は ACRE によって検討される。
 - どの機関が代表を送っているかを知る権利、また当該機関による提案のコピーを入手する権利を許諾申請者に与え、公開性と透明性をともに高めなければならない。
 - 市民の関心と釣り合わないような過度のコストをかけるべきではない。また、許諾申請者にコンサルテーション費用をすべて負担させてはならない。参加者も費用を負担すべきである。
 - コンサルテーションシステムを活性化させるために常任の消費者研究グループを設立し、特別な利益共同体よりも一般市民の意見を反映させるようにすべきである。

市民に公開する情報

遺伝子組換え体の意図的放出および市場投入に係る、市民に公開する情報を改善するために何がなされるべきか。

24. この問題には、返答者の 44%（その他にも、上記の「市民とのコンサルテーション」という密接に関連した問題のところでこの問題に触れた返答者もいる）から具体的な意見が寄せられた。そのうちのほとんどは、新指令では市民への情報提供に関する規定が増えていることを歓迎するものであった。寄せられた提案の中には、ウェブサイト上に情報を掲載すべきである、といったものもあった。インターネットへのアクセスを持たない人のために、新聞などの従来メディアも使用すべきである。また政府は、新しい情報が追加された際にその告知を希望する人たちのリストを作成すべきである、という提案もあった。市民に公開すべき具体的な情報には、ACRE（Advisory

Committee on Releases into the Environment) の会議議事録, 環境リスクアセスメント (適用に関する決定に影響を与えた主要問題の概要を含む), 許諾申請とともに提出された研究論文, モニタリング計画の詳細, モニタリング計画の結果なども含まれるべきである (例: 6,14,15,18,30,31,33,39)。

25. 環境保護団体からは, 新規制では商業的に栽培されたすべての遺伝子組換え作物の生産地レベルでの栽培地を公表すべきである, という提案があった (例: 18,33)。この提案は, そうした詳細な情報は遺伝子組換え体に反対するグループによる作物の破壊行為を招きかねない, という強い懸念を抱く業界代表者の強硬な反対にあった。業界側は, 公共情報システムは農家が法規制遵守への取り組みに際して脅迫や妨害行為に遭うことのないようなものとすべきであると主張した。彼らは, C 部で規定された栽培に関する情報は, 国または地域レベルにおいてのみ公表されるべきであると提案している。この問題については, 遺伝子組換え作物の栽培を計画している農家とその計画を近隣の農家に知らせ, 協議を行うことを求めている SCIMAC (Supply Chain Initiative on Modified Agricultural Crops) の任意ガイドラインの続編によって補足される。生産地情報は, 必要であれば規制当局に秘密裏に提供されることも可能である。新規制が個々の生産物の生産地情報を求める場合には, 生産地への不法侵入や作物に対する破壊行為を行った者を刑事犯とする法律を同時に制定すべきである (例: 8,23,27,28,37,38,39,41)。

政策決定の予測可能性と透明性

新指令において設定された最終期限内の政策決定における予測可能性と透明性を改善するために何がなされるべきか。

26. 多くの返答者がコンサルテーションによって喚起されたその他の問題に対する意見の中でこの問題に触れてはいたものの, 具体的な意見を寄せたのは返答者の 21%に留まった。この問題への返答者の多くは, 新指令における透明性向上の事実を歓迎している (例: 2,11,21, 27,30,33,40,41)。市民とのコンサルテーションに関する新规定や市民の情報へのアクセスの改善は, 新体制の透明性向上につながるとする意見もあった。業界側および科学者は, 新指令において明確性が増したこと, および適用過程に期限が設けられた事実を歓迎している。

英国農業漁業食料省 (MAFF)

Ministry of Agriculture, Fisheries and Food

Room 406, 1A Page Street, London SW1P 4PQ

Telephone: 020 7904 6000 GTN: 3290 6137

Direct line: 020 7904 6137 FAX: 020 7904 6384

E-mail: s.bolton@ahdc.maff.gsi.gov.uk

Your reference:

Our reference:

(資料 3 - 1)

<実施中のコンサルテーション>

テーマ	部局	発行日	締切日	コンサルテーション 期間	送付 先数
一般市民の通行権に関するコンサルテーション：高速道路条例，野生生物および田園地方条例 1981，および町・農村地域計画条例 1990 の下での問合せ手順並びに公聴会開催手順のための規則	Rights of Way Branch Countryside Division	2002 年 3 月 1 日	2002 年 5 月 31 日	13 週間	601
洪水および沿岸防護資金のレビューに関するコンサルテーション	Flood Management Division	2002 年 2 月 13 日	2002 年 5 月 17 日	13 週と 2 日間	21
テンサイの栽培環境への影響に関するコンサルテーション	Arable Crops Division	2002 年 1 月 28 日	2002 年 4 月 24 日	12 週と 2 日間	39
持続可能な開発に対する環境庁の目的と貢献に関するコンサルテーション	Environment Agency Sponsorship Division	2002 年 1 月 25 日	2002 年 4 月 18 日	11 週と 5 日間	
田園地方および通行権条例 2000 第 16 項の下での利用土地の専用化に関する規制案についてのコンサルテーション	Access to Open Country Branch Countryside Division	2002 年 1 月 21 日	2002 年 4 月 15 日	12 週間	386
動物福祉法案に関するコンサルテーション	Animal Welfare Division	2002 年 1 月 2 日	2002 年 4 月 30 日	16 週と 6 日間	247
原生淡水魚の保存—活魚（特定種）の飼育あるいは放出の禁止令 1998 の改訂に関するコンサルテーション	Fisheries Division II (Aquaculture, Salmon & Freshwater Fisheries)	2002 年 1 月 4 日	2002 年 4 月 1 日	12 週と 3 日間	65
英国有機食品規準登録の 5 年目ごとのレビューならびに同業務の質的改善レビューについてのコンサルテーション	Rural and Marine Environment Division	2001 年 12 月 21 日	2002 年 3 月 31 日	14 週と 2 日間	182
通行権改善計画の策定について地方高速道路局への手引書の草案に関するコンサルテーション	Rights of Way New Legislation Countryside Division	2001 年 12 月 21 日	2002 年 3 月 28 日	13 週と 6 日間	
国際園芸研究の 5 年ごとのレビューに関するコンサルテーション	Quinquennial Review Team Research Policy and International Division	2001 年 12 月 14 日	2002 年 3 月 22 日	14 週間	96
田園地方および通行権条例 2000 の下での一般公開田園地域と登録共有地の	Countryside Division 2	2001 年 12 月 21	2002 年 3 月 22 日	13 週間	281

利用を除外あるいは制限することの規制案に関するコンサルテーション		日			
EU 羊肉管理方式変更に関するコンサルテーション	Beef and Sheep Division	2002 年 1 月 29 日	2002 年 3 月 15 日	6 週と 3 日間	188
動物衛生法案の法的権限施行に関するコンサルテーション	Animal Health Bill Team	2002 年 1 月 11 日	2002 年 3 月 15 日	9 週間	178
イングランドの自然環境騒音戦略案に関するコンサルテーション	DTLR (Dept. for Transport, Local Gov't and the Regions)/Dept. of Trade and Industry/ Home Office	2001 年 12 月 20 日	2002 年 3 月 15 日	12 週と 1 日間	
放射性廃棄物の安全管理に関するコンサルテーション	Radioactive Substances Division	2001 年 9 月 12 日	2002 年 3 月 12 日	25 週と 6 日間	
感染性海綿状脳症 (英国) 規制 2002 (に関するコンサルテーション	BSE Division	2002 年 2 月 8 日	2002 年 3 月 11 日	4 週と 3 日間	641
動物保護 (屠殺) 規制 1995 の改訂のコンサルテーション	Animal Welfare Division	2001 年 12 月 11 日	2002 年 3 月 5 日	12 週と 1 日間	286
丘陵地域タスクフォース報告に関するコンサルテーション	Livestock Schemes Division	2001 年 5 月 9 日	書状参照		
家畜割当規制緩和に関するコンサルテーション: イングランドにおける過放牧抑制のレビュー	Livestock Schemes Division	2001 年 2 月 14 日	次の通知 まで一時 中断		100

(資料 3 - 2)

<締め切ったコンサルテーション>

テーマ	部局	発行日	締切日	コンサルテーション 期間	送付 先数
卵の市販検察官についての業務改善レビューに関するコンサルテーション	Milk, Pigs, Eggs and Poultry Division	2001 年 1 月 29 日	2002 年 2 月 28 日	56 週と 3 日間	35
イングランドにおける農業排水の硝酸塩汚染をなくすための二つの選択肢を説明したコンサルテーション	Water Quality Division	2001 年 12 月 20 日	2002 年 2 月 28 日	10 週間	
田園地方および通行権条例 2000 の第 11 項の下での暫定および最終地域規制案についてのコンサルテーション	Countryside Division 2	2001 年 11 月 19 日	2002 年 2 月 8 日	12 週と 4 日間	275

町議会と教区会の質問状についてのコンサルテーション	DTLR (Dept. for Transport, Local Gov't and the Regions)	2001 年 11 月 7 日	2002 年 1 月 31 日	12 週と 1 日間	237
絶滅危機野生動物法 1976 のレビューに関するコンサルテーション	Global Wildlife Division	2001 年 10 月 31 日	2002 年 1 月 31 日	13 週と 1 日間	
騒音削減のための作業標準手引に関するコンサルテーション	Air and Environmental Quality Division	2001 年 10 月 26 日	2002 年 1 月 31 日	13 週と 6 日間	47
1 億 4,000 万ポンドの廃棄物削減およびリサイクル資金の配布に関するコンサルテーション	Waste Strategy Division	2001 年 11 月 21 日	2002 年 1 月 21 日	8 週と 5 日間	
Rhizomania (甜菜のそうこん病) に対する保護区域の変更に関するコンサルテーション	Plant Health, Quarantine Branch	2001 年 11 月 15 日	2002 年 1 月 14 日	8 週と 4 日間	21
人獣共通感染症の抑制と防止対策に関する EC 案のコンサルテーション	Animal Disease Control Division, Endemic Diseases and Zoonoses Branch	2001 年 10 月 5 日	2002 年 1 月 5 日	11 週と 5 日間	136
洪水・海岸防護の再調整：土地購入、土地有効利用代替策への補償／支払いに関するコンサルテーション	Flood and Coastal Defence with Emergencies Division	2001 年 9 月 24 日	2001 年 12 月 31 日	14 週	48
イングランドの自然保護に係る洪水・海岸防護の役割の手引に関するコンサルテーション	Flood and Coastal Defence with Emergencies Division	2001 年 9 月 24 日	2001 年 12 月 31 日	14 週	44
公害防止・管理（イングランドおよびウェールズ）規制 2000：PA2 および B 設置申請機関の延期に関するコンサルテーション	Air & Environment Quality Division,	2001 年 10 月 19 日	2001 年 12 月 19 日	8 週と 5 日間	
放射性物質に対するコンサルテーション：天然ガス免除命令案	Radioactive Substances Division	2001 年 9 月 19 日	2001 年 12 月 19 日	13 週間	237
大気品質戦略：微粒子，ベンゼン，一酸化炭素，多環式芳香族炭化水素に関するコンサルテーション	Department of the Environment, Transport and the Regions	2001 年 9 月 17 日	2001 年 12 月 12 日	12 週と 2 日間	
牛乳割当：新規統合乳製品生産割当規制に関するコンサルテーション	Milk, Pigs, Eggs and Poultry Division	2001 年 10 月 5 日	2001 年 12 月 10 日	9 週と 3 日間	51
屠殺される赤肉動物の保護に関する作業標準	Animal Welfare Division	2001 年 9 月 14 日	2001 年 12 月 7 日	12 週間	261

イングランドの種子証明のレビュー：シリアル種子規制（草案）に関するコンサルテーション	Plant Varieties and Seeds Division	2001 年 9 月 12 日	2001 年 12 月 5 日	12 週間	150
第三国の大麻輸入を抑制する EC 規制 1093/2001 の英国における実施に関するコンサルテーション	Agri-Industrial materials Branch	2001 年 9 月 7 日	2001 年 12 月 3 日	12 週と 3 日間	36
ブロイラー養鶏場でのサルモネラ菌防止・管理のために設定した DEFRA の自発的作業標準に対するコンサルテーション	Animal Disease Control Division, Endemic Diseases and Zoonoses Branch	2001 年 9 月 3 日	2001 年 12 月 3 日	4 週と 2 日間	69
アルカリ骨材課税持続可能資金の分配に関するコンサルテーション	Waste Strategy Division	2001 年 10 月 2 日	2001 年 11 月 27 日	8 週間	
洪水・海岸防護資金制度内優先システムに関する第 2 回目のコンサルテーション	Flood and Coastal Defence with Emergencies Division	2001 年 9 月 24 日	2001 年 11 月 26 日	9 週間	48
野生動物の動物園内飼育に関する EC 命令 1999/22/EC の実施に関するコンサルテーション	Zoos Policy Branch	2001 年 10 月 5 日	2001 年 11 月 23 日	7 週間	
BSE 感染小牛屠殺規制の変更に関するコンサルテーション	BSE Division	2001 年 10 月 25 日	2001 年 11 月 22 日	6 週と 6 日間	53
包材廃棄物の回収およびリサイクル 2002 年目標に関するコンサルテーション	The Producer Responsibility Unit	2001 年 9 月 20 日	2001 年 11 月 7 日	6 週と 6 日間	
国立公園等監督機関のレビューに関するコンサルテーション	Countryside Division, the Government dept., & Countryside Agency	2001 年 8 月 8 日	2001 年 11 月 2 日	12 週と 2 日間	113
環境影響評価指令の未耕作地および半自然地区条項の実施に関する第 2 回目のコンサルテーション	EIA Unit Organics, Forestry and Industrial Crops Div.	2001 年 9 月 4 日	2001 年 10 月 31 日	8 週と 1 日間	37
廃棄物管理規制に対するコンサルテーション：対処義務に対する改定案（次のコンサルテーションも参照）	The Landfill Team, Waste Policy Division	2001 年 8 月 23 日	2001 年 10 月 26 日	9 週と 1 日間	121
ごみ処理場に対する EC 指令 1999/31/EC の実施に関するコンサルテーション（第 2 回コンサルテーション・ペーパー）	The Landfill Team, Waste Strategy Division	2001 年 8 月 23 日	2001 年 10 月 26 日	9 週と 1 日間	
ビルのエネルギー性能に対する EC 指令案に関するコンサルテーション	Sustainable Energy Policy Division	2001 年 8 月 9 日	2001 年 10 月 26 日	11 週と 1 日間	

遺伝子組換え体の環境への意図的放出に関する EC 指令 2001/18/EC の実施に係る コンサルテーション	Directive 2001/18/EC Implementation Team, Biotechnology Regulation and Policy Unit	2001 年 7 月 27 日	2001 年 10 月 26 日	13 週間	44
田園地方および通行権条例 2000 (の第 94/95 項の下での各地の土地利用フォー ラムについての規制提案		2001 年 7 月 31 日	2001 年 10 月 23 日	12 週間	589
地下貯蔵タンクなど燃料分配設備に対す る地下水保護規約草案についてのコンサル テーション	DEFRA Water and Land Directorate, WS Atkins Consultants Ltd.	2001 年 8 月 14 日	2001 年 10 月 19 日	9 週と 3 日間	
エネルギー効率義務-2002-2005 : コンサルテーション提案	Sustainable Energy Policy Division	2001 年 8 月 17 日	2001 年 10 月 12 日	8 週間	
田園地方および通行権条例 2000 の第 68 項の下での共有地への乗り物での通行に 対する規制草案に関するコンサルテーシ ョン	Common Land Branch, Countryside Division	2001 年 8 月 8 日	2001 年 10 月 1 日	7 週と 5 日間	
DEFRA の目標・目的に関するコンサル テーション	Policy & Corporate Strategy Unit		2001 年 9 月 28 日		73
特別科学的利益用地, 陳情規制に関する コンサルテーション	Habitat Conservation Team, European Wildlife Div.	2001 年 6 月 28 日	2001 年 8 月 23 日	8 週間	
自然保護地域(自然生息地)規制 1994 に対する技術的改訂に関するコンサルテ ーション	SSSI Review Team, European Wildlife Div	J2001 年 6 月 28 日	2001 年 8 月 23 日	8 週間	
EU 羊肉管理方式の改正案に関するコン サルテーション	Beef and Sheep Division	2001 年 6 月 5 日	2001 年 7 月 20 日	6 週と 4 日間	36
家畜保護処分制度に対する可能性のある 変更についてのコンサルテーション			2001 年 6 月 4 日		
MAFF のウェールズ語制度に関するコン サルテーション	MAFF	2001 年 3 月 19 日	2001 年 5 月 25 日	9 週と 4 日間	
食品環境保護条例(第 2 部)-2001-2002 許可証料金に関するコンサルテーション	Marine Environment Branch (Rural & Marine Environment Branch)	2001 年 3 月 12 日	2001 年 5 月 25 日	10 週と 4 日間	36

小規模農家制度の簡素化に関するコンサルテーション	European Union and Agriculture Strategy Division	2001 年 4 月 12 日	2001 年 5 月 25 日	6 週と 1 日間	68
牛の結核の監視および試験対策に関するコンサルテーション			2001 年 5 月 17 日		
検疫犬舎厚生改革に関するコンサルテーション	Animal Identification and International Trade Division	2000 年 12 月 21 日	2001 年 3 月 19 日	12 週と 4 日間	
アイスランドにおける鮭の外国領海漁獲許可に関するコンサルテーション	Sea Fisheries Conservation Division (Fish III), MAFF	2001 年 1 月	2001 年 3 月 16 日		
イングランドの農家に対する IACS 陳情制度に関するコンサルテーション	CAP Schemes Management Division	2000 年 12 月 19 日	2001 年 3 月 13 日	12 週間	86
動物性脂肪精製工場排水を管理する規則に関するコンサルテーション	BSE & Scrapie Div., Branch B	2001 年 1 月 8 日	2001 年 3 月 5 日	8 週間	161

(資料 3 - 3)

<コンサルテーションへの回答>

テーマ	部局	発行日	締切日	コンサルテーション 期間	回答件数
放射性物質に対するコンサルテーション：天然ガス免除命令案	Radioactive Substances Division	2001 年 9 月 19 日	2001 年 12 月 19 日	8 週と 5 日間	237
羊の BSE 感染可能性に対する有事計画に対するコンサルテーション	Sheep TSE Division	2001 年 9 月 28 日	2001 年 12 月 21 日	12 週	42
EC 植物衛生指令 2000/29/EC の変更案に関するコンサルテーション	Plant Health Division	2001 年 7 月 31 日	2001 年 10 月 26 日	12 週と 3 日間	33
キュー王立植物園の 5 年目ごとのレビュー	Quinquennial Review Team, Research Policy and International Div	2001 年 1 月 16 日	2001 年 4 月 9 日	11 週と 6 日間	35
BSE 監視規制 2001 の改定に関するコンサルテーション (イングランド)	BSE Division	2001 年 10 月 22 日	2001 年 11 月 14 日	3 週と 2 日間	636

英国漁船衛星監視に関するコンサルテーション	Fisheries IV (Management and Control) Division	2001 年 4 月 9 日	2001 年 6 月 9 日	8 週と 5 日間	
動物飼育に関する法律の改定に対する コンサルテーション：獣医法 1966	Animal Welfare Division	2001 年 7 月 23 日	2001 年 10 月 12 日	11 週と 4 日間	228
馬の歯科医術に関する法律の改訂に 関するコンサルテーション：獣医法 1966	Animal Welfare Division	2001 年 7 月 23 日	2001 年 10 月 12 日	11 週と 4 日間	322
英国スクレビー計画の拡大とスクレ ビー報告に関する問題についてのコン サルテーション	NSP Branch, Sheep TSE Division	2001 年 10 月 5 日	2001 年 11 月 1 日	3 週と 6 日間	105
帆立貝の専門的保護に関するコンサル テーション	Sea Fisheries Conservation Division	2001 年 4 月 20 日	2001 年 7 月 20 日	13 週間	
毛皮動物の飼育（禁止）条例 2000 に 関するコンサルテーション：補償制度			2001 年 10 月 16 日		
MAFF の e ビジネス調査報告上の役割、 MAFF の同戦略、農村地域のポータル スコーピング研究報告に関するコン サルテーション	to E-Business Director	2000 年 11 月 24 日	2001 年 2 月 28 日	13 週と 5 日間	190
2001-2002 の国の獣医薬品の許可の変 動および料金手順の改訂に関するコン サルテーション	The Veterinary Medicines Directorate				700
環境影響評価指令の未耕作地および半 自然地区条項実施に関するコンサル テーション	Land Tenure and Planning	2001 年 5 月 1 日	2001 年 7 月 26 日	11 週と 5 日間	131
シェフィールド MOX（ウランウム・ プルトニウム）工場に関するコンサル テーション	RAS Division, DEFRA Arthur D Little Ltd.	2001 年 3 月 28 日	2001 年 4 月 23 日	3 週と 5 日間	